

webおむすび

佐竹行政書士事務所

NO.6

第2回 本当に必要なの？～はい、必要です！！

成年後見制度や遺言の必要性は、何となく分かります。

しかし、その一方で、自分には、あまり関係がないと思っている方がきっと多いのではないかと思います。

今回は、なぜこの制度が必要なのかについて、お話ししてきました。100%自分に起きないと言い切れないのがこの問題の難しい所です。いざその場面になると、突然ものすごく大きな問題として立ちはだかるのです。

今ある制度を上手く使えば、自分も家族も守れる！

4・5号で3つのケースを紹介しましたが、これらのケースは、誰にでも可能性があることです。そして、その可能性が運悪く自分の身に降りかかったとき、一番困るのは、あなたの身の回りの人たちなのです。（もちろん自分も困りますけどね。）

「何で前もって手を打っておいてくれなかったの！」

という思いが必ず残ります。例えば、あなたの死後、遺産分割の協議が終わり、一通り誰が何を相続するか決まった後でも、預金の解約などの手続は結構面倒です。遺産分割協議書を作成し、印鑑証明書や戸籍、住民票などを取り寄せ、その上でやっと銀行は、預金の解約などの手続を行うわけです。（これは、相続の際に集める書類の一部です。実は、もっとあるのです。）

さらっと書きましたが、これだけの書類をそろえるのは、一日では難しいですし、遺産分割協議書なんて、どんな形式で、どんな内容を書けばよいのか分からない人が大半です。相続とはそういうものだと言われればそれまでですが、大変なエネルギーを消費します。これらのエネルギーは、仕事や別のことに使いたいものですよね。だから、残された家族は、前もって何か手を打っておいてくれたらと思うわけです。

自分の生活や財産、家族を守るためには武器が必要です。そして、その武器を上手く活用する必要があります。

その武器が「**成年後見制度**」であり、「**遺言**」です。

ケース1やケース2は、成年後見制度を使えば避けることができます。

ケース1では、「**財産管理契約**」を上手く使うことです。財産管理契約は、一種の委任契約で、自分の財産の管理を、信頼の置ける人（親族でも、第三者でもかまわない）にお願いする約束をだと思って下さい。もちろん、財産の監視は、自分で行えますので、何か

変な動きがあっても、自分で見つけることができます。

ケース2では、「**任意後見契約**」や「**法定後見制度**」を使います。「任意後見契約」とは、判断力がまだ十分のうちに、前もって契約を交わすもので、自分の代わりに財産を管理したり、療養看護をしてくれる人を決めておくものです。任意後見制度は、公証役場で公正証書を使って契約をします。任意後見人には、必ず任意後見監督人がつきますので、財産の管理をチェックしてもらえます。

もう認知症が進んで、判断能力が不十分になってしまった場合、「法定後見制度」を活用します。これは、親族などが家庭裁判所に申し立て、後見人等を本人につけてもらうものです。これで、後見人等を通して、様々な契約を行うことができるようになります。

ケース3では、「**遺言**」を活用します。

わたしたちは、自分が死んだ後のことを考えるのは、何となく気が引けます。自分が死ぬなんて考えたくもないし、家族が争うなんて考えたくもないと思うのは普通です。しかし、前に書いたとおり、それぞれの思惑がありますので、多少のゴタゴタはあるものです。いつまでも仲のよい家族でいてほしいと思うのであれば、遺言を書いておいて、トラブルを事前に避けることも、家族に対する愛情だと思います。

また、遺言には、自分で書く「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」などがあります。自筆証書遺言ですと、すべて自分で書きますので、秘密は守られますが、形式に不備があると、無効となります。また、家庭裁判所の検認を受けてからでないとい遺言に則った財産処理ができません。公正証書は、公証役場で作成しますので、様々な心配事に相談にのってもらえますし、家裁の検認の必要もなく、遺言の内容がすぐに実行されます。ただし、内容の秘密は守られない可能性もあります。遺言は公証役場に保存され、閲覧できるからです。(もちろん、本人にも遺言書は手渡されます。)

このように、様々な制度を活用することで、トラブルを避けることができるだけでなく、老後を安心して過ごすことができるのです。「子どもなら助けてくれるだろう。」「自分なら認知症にならないだろう。」「家族なら大丈夫だろう。」といった「だろう」で老後を考えていくと、ケースのようなトラブルになったり、心配を抱えたりといったことになるかもしれません。制度を上手く使えば、自分も家族も守れるのです。

次回から、相続についてお話ししていきます。相続を知ると、自分の人生で何に備えなければいけないかを知ることができます。

ニュースレター「おむすび6号」

発行：佐竹行政書士事務所

成年後見〈見守り契約〉、相続、遺言、役所への許認可申請、パスポート申請代行など、みなさまの力になります

住所：(〒500-8244) 岐阜市細畑塚浦65-5グリーンパーク細畑102号

電話/FAX：058-247-0255

ホームページ：<http://sg-office.biz>

E-mail：info@sg-office.biz